

太田市建築計画概要書等閲覧規程

(趣旨)

第1条 この告示は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第11条の3第1項各号に掲げる書類（以下「建築計画概要書等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第2条 建築計画概要書等の閲覧場所（以下「閲覧所」という。）は、太田市都市政策部建築指導課とする。

(閲覧時間)

第3条 建築計画概要書等の閲覧時間は、太田市の休日を定める条例（平成17年太田市条例第2号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する閲覧時間を変更することができる。この場合において、あらかじめその旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧手続)

第4条 建築計画概要書等を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、建築計画概要書等の閲覧・写し交付申請書（別記様式）により市長に申請しなければならない。ただし、窓口システム（電子計算機その他機器を用いて建築計画概要書等の閲覧申請等を行うことができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して建築計画概要書等を閲覧する場合は、この限りでない。

2 建築計画概要書等の閲覧は、無料とする。

(閲覧上の遵守事項)

第5条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 建築計画概要書等は、閲覧時間内に閲覧所で閲覧し、外部へ持ち出さないこと。

- (2) 建築計画概要書等は、汚損し、若しくは破損し、又はこれに加筆しないこと。
 - (3) 閲覧を終了し、又は第3条第1項に規定する閲覧時間を経過した場合は、建築計画概要書等を返納すること。
- 2 窓口システムを利用する者は、窓口システムの利用規約及び注意事項を遵守しなければならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、建築計画概要書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 前2条の規定に違反し、又はそのおそれがある者
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号。次条において「法」という。）第93条の2の規定の趣旨を逸脱して明らかに営業の目的等のために閲覧の請求をした者
- (3) その他市長が不適当と認める者

(写しの交付の申出)

第7条 閲覧者は、閲覧している建築計画概要書等（省令第11条の3第1項第7号の指定道路図及び同項第8号の指定道路調書にあっては法第42条第1項第4号及び第3号の規程による道路に係るものに限る。）の写し（指定道路調書にあっては、第一面に限る。）の交付を建築計画概要書等の閲覧・写し交付申請書により申し出ることができる。

(その他)

第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年1月21日から施行する。